

特集

5月21日から

裁判員制度が始まります



いよいよ5月21日から、裁判員制度が始まります。

この制度は、20歳以上の国民の中から選ばれた裁判員が、殺人事件などの重大な刑事裁判に参加して、裁判官と一緒に裁判を行う制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が一緒に刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪が無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかを判断します。

裁判の内容に、皆さんのいろいろな知識や経験が反映されますので、裁判全体に対する皆さんの理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

裁判員が参加する主な刑事裁判

- 人を殺したとき(殺人)
- 強盗が人をけがまたは死亡させたとき(強盗致死傷)
- 人にけがをさせ、その結果、死亡させてしまったとき(傷害致死)
- ひどく酒に酔って車を運転し、人をひいて死亡させたとき(危険運転致死)
- 人の住んでいる家に放火したとき(現住建造物等放火罪)
- 親が子供に食事を与えずに放置して、死亡させたとき(保護責任者遺棄致死罪)

裁判員制度が導入されると...

裁判員 6人 + 裁判官 3人



・裁判官3人と一緒に、国民から選ばれた裁判員6人が事件を審理します。

これまでの刑事裁判

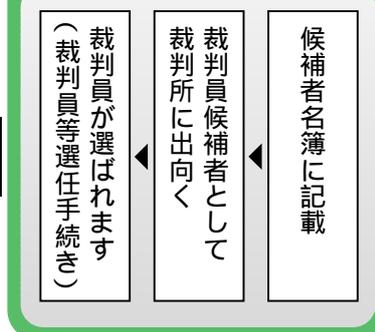
裁判官 3人



裁判の流れ



裁判員に選ばれるまで



裁判員が参加する裁判の流れ

お問い合わせは
秋田地方裁判所大館支部
☎ 42 0071
詳しくは、
裁判員制度ウェブサイト
www.saibanin.courts.go.jp/